

## 5 申請・設置・運営について

### (1) 申請の手続きについて

- 「不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校に関する指定要項」に基づき、設置者が文部科学省に指定を希望する学校の同意書を添付して、指定申請書を提出すること。

(参考) 様式や記載要領は文部科学省HPに記載

- 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部・中学部については、各教科等の授業時数及び総授業時数表が記載された教育課程表を添付し、高等学校及び中等教育学校後期課程については、各学年における各教科・科目等の単位数及び合計単位数が記載された教育課程表を添付すること。
- 学校の設置に当たっては、各自治体の学校設置基準に拠ることになるため、申請に当たっては、事前に管理機関とも十分協議しておくこと。
- 申請書の提出から指定に至るまでには、個々の事情によって要する期間は異なるが、いずれにしても相当期間調整のための時間を要するので、原則、開始予定時期の1年以上前から文部科学省に協議を行うこと。

### (2) 設置・運営等について

- 不登校特例校を設置する場合には、通常の学校を設置する場合と同様の支援を受けることができる（例えば、市町村立義務教育諸学校の場合であれば、加配を含めた教職員定数・国庫負担の対象となる）ほか、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの重点配置の対象や都道府県立の義務教育諸学校であっても教職員定数・国庫負担の対象となる。
- 分教室型での設置に関して、「分教室」とは、通称であり、法令上はあくまで「学級」である。「不登校特例校」は特別の教育課程を編成して教育を実施することができる「学校」を文部科学大臣が指定するものであり、原則学校としての設置が想定されているが、当該学校の設置認可自体は設置者である自治体の判断になるため、設置者とよく協議の上、分教室として設置する必要性や意義、特別の教育課程を編成して教育を実施することができる環境が整えられているか等について整理することが必要である。

## 6 参考資料（文部科学省ホームページより転載）

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（概要）
- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（概要）
- 不登校に関する調査研究協力者会議報告書（概要）

# 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律（概要）

【議員立法 平成28年12月14日公布】

## I. 総則(第1条～第6条)

**目的** 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

### 基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

## 国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

## II. 基本指針(第7条)

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

## IV. 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等(第14条・第15条)

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる  
構成員：①都道府県の知事及び教育委員会、②都道府県内の市町村長及び教育委員会、③民間団体等

## V. 教育機会の確保等に関するその他の施策(第16条～第20条)

- 1 実態把握及び学習活動に対する5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備
- 2 国民の理解の増進
- 3 人材の確保等
- 4 教材の提供その他の学習の支援

## III. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等(第8条～第13条)

### 国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の体養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

## VI. その他

- 1 公布日から2月後に施行 (IV)は、公布日から施行
- 2 政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる
- 3 政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、施行後3年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる

# 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（概要）

（平成29年3月31日文科科学大臣決定）

## 1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

○ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状

○ 基本指針の位置付け

○ 基本的な考え方

・ 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等

➡ ◆ 魅力あるより良い学校づくりを目指すこと

◆ 不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと

◆ 就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮が必要

・ 夜間中学等における就学の機会の提供等

➡ ◆ 国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で施策を実施

◆ 不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること

◆ 不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと 等

・ 設置の促進や多様な生徒の受入れを推進することが必要

## 2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

○ 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり

・ 魅力あるより良い学校づくり

・ いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり

・ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

○ 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進

・ 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進

➡ ◆ 不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、状況把握及び関係機関等との情報共有などの継続した組織的・計画的な支援の推進 等

・ 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保

➡ ◆ 不登校特例校・教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間団体の連携等による支援の推進、多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援 等

・ 不登校等に関する教育相談体制の充実

➡ ◆ 教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携した体制構築の促進 等

## 3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

○ 夜間中学等の設置の促進等

・ 設置の促進

➡ ◆ ニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に基づく協議会の設置・活用、広報活動の推進

・ 既設の夜間中学等における教育活動の充実

・ 自主夜間中学に係る取組

○ 夜間中学等における多様な生徒の受入れ

・ 義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒など、多様な生徒の受入れを図る

## 4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

○ 調査研究等

○ 国民の理解の増進

○ 人材の確保等

○ 教材の提供その他の

○ 学習支援

○ 相談体制等の整備

# 不登校に関する調査研究協力者会議報告書(概要)

## 1 不登校の現状と実態把握

### ○令和2年度問題行動等調査

- ・小・中学校における不登校児童生徒数は調査開始以来最多の196,127人
- ・コロナ禍による生活環境の変化により、生活リズムが乱れやすい状況であったこと、学校生活において様々な制限がある中でうまく交友関係が築けない等、登校する意欲が湧きにくい状況にあった可能性
- ・学校内・外いずれの機関においても相談・指導を受けていない児童生徒は34.3% (67,294人)

⇒相談にながりにくい、課題を抱えている児童生徒を学校・教育委員会において早期に把握し、適切な支援につなげていくことが必要。

### ○不登校児童生徒本人・保護者へのアンケート調査

- ・「最初に学校に行きづらいつらいつと感じ始めたきっかけ」について、「先生のこと」「身体の不調」「生活リズムの乱れ」「友達のこと」がそれぞれ3割程度を占めるなど、不登校児童生徒の背景・支援ニーズの多様さが浮き彫りに。また、教員や学校の対応や理解不足がきっかけで不登校となった事例も。
- ・学校を休んでいる間の「最初のきっかけとは別の学校に行きづらくなる理由」では、「勉強が分からない」が最多であり、欠席中の学習支援の重要性が再認識される結果に。

⇒多様な児童生徒への対応に当たっては、経験等により得られた特定の指導・支援方法が適切な場合もあれば、個々の児童生徒の状況によっては適さない場合もあることを、学校や教職員等は常に念頭に置くことが必要。

## 個々の不登校児童生徒の状況を適切に把握し、多様な支援を実施することが必要

## 2 今後重点的に実施すべき施策の方向性

### ① 誰一人取り残されない学校づくり

- ・教育機会確保法の学校現場への周知・浸透に向けた広報・啓発資料の作成や、教育委員会や独立法人教職員支援機構における研修の実施
- ・校長等のリーダーシップによる専門職を活用したチーム学校による魅力ある学校づくり
- ・児童生徒本人が様々なストレスやその解消方法、自らの精神的な状況について理解し、安心して周囲の大人や友人にSOSを出せるよう、養護教諭やSC等を活用した心の健康の保持に係る教育の実施

### ② 不登校傾向のある児童生徒に関する支援ニーズの早期把握

- ・児童生徒が抱える課題の早期把握に向けた全児童生徒を対象とした、スクリーニングの実施及びスクリーニングにより課題を把握した児童生徒に対する「児童生徒理解・支援シート」を活用した支援策の策定
- ・不登校の早期段階において、教室とは別の場所での個別の学習支援や相談支援を実施するための「校内教育支援センター」の充実
- ・一部の学年を対象としたSCによる全員面接により、SOSを出せていない児童生徒を早期に把握するとともに、面接を経験することによる大人へ相談することの敷居を低減
- ・一人一台端末を活用し、児童生徒の健康状況や気持ちの変化を確認するなど、ICTを適切に活用した組織的・客観的な児童生徒の状況把握

### 「不登校」の考え方

登校という結果のみを目標とせず社会的自立を図ること  
状況によっては休養が必要、学校に行けなくても悲観する必要はなく様々な教育機会を活用！

### ③ 不登校児童生徒の多様な教育機会の確保

- ・都道府県等による広域を対象とした不登校特例校（分教室型含む）や夜間中学との連携等を通じた特色ある不登校特例校の設置推進や指導体制の充実
- ・「不登校児童生徒支援協議会」の設置・活用等による学校・教育委員会とフリースクール等民間団体の対話の場を通じた連携促進
- ・フリースクール等民間団体のノウハウを活用した公設民営の教育支援センターの設置等、教育支援センターの支援充実
- ・教育支援センターの機能を強化し、遠隔地や相談に繋がりにくい児童生徒へのアウトリーチ型支援やICTを活用した学習・体験活動、相談支援等を一括して行う「不登校児童生徒支援センター」（仮称）の設置促進
- ・学校外のフリースクール等民間団体や自宅におけるICTを活用した不登校児童生徒の学習状況を学校において適切に把握し、出席扱い等につなげていくための課題の分析や改善方法に関する調査研究の実施

### ④ 不登校児童生徒の社会的自立を旨とした中長期的支援

- ・教員養成段階における教員の教育相談スキルの向上や、SC・SSWによるオンラインの活用等による教育相談の充実
- ・関係機関等が連携したアウトリーチ支援や保護者への支援も視野に入れた家庭教育支援の充実
- ・学校復帰のみにとらわれず、不登校児童生徒の将来を見据えた社会的自立のため、多様な価値観を認め、児童生徒の目標の幅を広げるような支援の実施